

公 募

天竜川の河道内樹木を伐採または採取する
企業、団体または個人を公募します。

1. 目的

浜松河川国道事務所が管理する天竜川の河道内には、多くの樹木が繁茂しています。これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水の流れの妨げとなることや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があることなど、治水上の問題があります。さらに、河道内の樹林化により、河川巡視に支障を来したり、ごみ等の不法投棄を招いたり、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、浜松河川国道事務所では、これらの対策として順次河道内樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、樹木の伐採及び処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内樹木を伐採または採取することを希望する企業、団体または個人を公募し、河川法第25条の採取の許可による伐採または採取の取組みを試行します。

2. 募集概要

(1) 応募から伐採または採取までの流れ

- ① 浜松河川国道事務所が管理する天竜川の河道内樹木を自ら伐採して採取すること（以下「伐採」という。）を希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 浜松河川国道事務所が管理する天竜川の河道内樹木の採取(引渡)予定場所にて、「(10) 関連工事」において仮置きされた樹木の採取(積込、運搬)を行うこと（以下「採取」という。）を希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ③ 「4. 伐採または採取事業者等の選定方法」により、応募書類を審査し、伐採または採取事業者を選定します。
- ④ 選定結果は応募者へ通知するとともに、浜松河川国道事務所のウェブサイト (<https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/river/jumoku/>) に掲載します(令和3年8月下旬を予定)。
- ⑤ 選定された伐採または採取事業者は、河道内樹木を伐採または採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続き及び河川法第32条に係る河川産出物採取料の減免手続きを、浜松河川国道事務所職員の指示に従い行っていただきます。許可申請手続きの詳細については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑥ 河川法第25条の許可書の発行後、作業等の着手が可能となります。

- ⑦ 詳細な場所については別添資料を参照してください。添付資料に示す範囲については、伐採予定範囲であり、面積については、範囲に示す場所の中の伐採予定面積であり、発生量については、過去実績による推定量となります。伐採可能樹木等については、浜松河川国道事務所職員の立ち会いの下、決定します。
- ⑧ 伐採または採取について、河川維持管理事業の進捗等により、伐採または採取事業者の選定後においても中止または場所の変更をする場合があります。

(2) 公募対象者

- ・企業
 - ・団体
 - ・個人（複数名での申請、作業をお願いします。）
- ※作業時に事故等万が一の事態が発生した場合に警察、消防等各種連絡を行えるよう複数名での作業をお願いします。

(3) 募集期間

令和3年7月12日（月） ～ 令和3年8月18日（水）

※応募書類は郵送により令和3年8月18日（水）必着

(4) 伐採または採取予定場所

- ・伐採：以下に示す「伐採予定場所」において、自ら伐採を行い、積込及び運搬を行っていただきます。
- ・採取：以下に示す「引渡予定場所」において、自ら積込及び運搬を行っていただきます。「引渡予定場所」に置かれている樹木については、「(10) 関連工事」において「採取対象伐採場所」等より伐採された樹木となります。

(伐採予定場所)

天竜川① 天竜川 右岸 河川敷（河口からの距離 15.2km～15.4km 付近）
約 10,000 m²

(引渡予定場所)

A. 天竜川 右岸（浜松市側）東名高速道路付近（河口からの距離 11.2km 付近）
採取対象伐採場所

天竜川② 天竜川 中州（河口からの距離 7.8km～8.6km 付近）約 154,000 m²

天竜川③ 天竜川 中州（河口からの距離 10.5km～11.0km 付近）約 60,000 m²

天竜川④ 天竜川 中州（河口からの距離 11.4km～12.5km 付近）約 170,000 m²

※引渡予定場所には、「(10) 関連工事」で伐採した樹木を集積します。関連工事の進捗状況により、伐採または採取事業者の選定前に樹木が伐採され、「引渡予定場所」に運搬されている場合があります。

(5) 作業環境

- ・ 進入路の幅員：3.0m
（「(10) 関連工事」にて整備する予定です。）

- ・ 仮置き場：選定通知後の打合せ時に提示します。
(「(10) 関連工事」にて整備し、伐採した樹木を集積します。)

(6) 伐採または採取の期間 (予定)

河川法第25条の許可後 (令和3年10月初旬) ～ 令和4年2月28日

平日の8時30分から16時30分まで

ただし、伐採において除根を伴う場合の除根作業可能期間は、令和3年10月1日以降とします。

※関係機関等 (道路管理者、警察、地元住民等) との調整により変更となる場合があります。

※河川維持管理事業の工期の変更を受けて、河川法第25条に基づく認可の変更申請を行っていただく場合があります。

(7) 樹木の種類

主に広葉樹 (ヤナギ等)

(8) 伐採または採取の範囲

・ 伐採

① 根株を含むすべて (枝葉、幹、根株)

② 根株を除くすべて (枝葉、幹)

③ 幹のみ

・ 採取

① 根株を含むすべて (枝葉、幹、根株)

② 根株を除くすべて (枝葉、幹)

③ 幹のみ (枝、幹を問わず樹径 約5cm以上を想定)

(採取の「根株を含むすべて」については、「(10) 関連工事」にて可能な限り土砂をふるい落とします。)

(9) 伐採または採取の条件

① 伐採事業者は許可を得た伐採予定場所における樹木の伐採、集積、運搬車両への積み込み及び現場外への運搬を行っていただきます。

② 採取事業者は許可を得た引渡予定場所にある樹木の運搬車両への積み込み、引渡予定場所外への運搬を行っていただきます。

③ 伐採事業者で根株も含める者は、掘削後の中州・高水敷等の土砂の復旧方法は浜松河川国道事務所職員の指示により復旧してください。また、根株を残す場合は樹木の根元から50cm程度を残した位置で切断してください。枝葉等を現地に残す場合は、場所を定めて存置し、堆積量を中ノ町出張所へ日々連絡するものとします。

④ 採取の場合、伐採した樹木を河川管理者が「(10) 関連工事」にて1本当たり長さ4～6m程度に切断します (長さについては選定通知後の打合せにより決定します。)。採取事業者の選定前に「引渡予定場所」に運搬された樹木については、採取事業者にて切断をお願いします。

⑤ 伐採または採取した樹木を伐採または採取場所毎に数量 (m³ または t) を計測し、

伝票等を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を完了時に「5.（2）応募書類の送付先」へ速やかに提出してください。伐採または採取事業者は、伐採または採取する樹木の質の如何を問わず、決定した伐採または採取場所からの全量伐採または採取を行うものとします。また、搬出完了時の清掃等を行うものとします。

- ⑥ 伐採または採取が完了したのち、現地において浜松河川国道事務所職員が履行確認を行います。その際は伐採または採取事業者も立ち会うものとします。その後、完了届を提出していただきます。
- ⑦ 伐採、積み込み、運搬時等においては、事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、浜松河川国道事務所職員に速やかに報告するとともに全ての責任は伐採または採取事業者を負っていただきます。事故の内容によっては採取許可（河川法第25条）を取り消す場合があります。
- ⑧ 伐採または採取した樹木の運搬にあたり、道路の通行に必要な関係機関（道路管理者、警察）との手続きについては、伐採または採取事業者が行うものとします。
- ⑨ 伐採または引渡予定場所においては、使用機材を含め整理整頓、盗難防止に努めてください。
- ⑩ 野鳥及び水棲生物等に配慮した伐採とするため、一部の樹木を残した伐採としてください。存置する樹木については浜松河川国道事務所職員の指示によるものとします。
- ⑪ 関係する資格を有しているかを応募書類にて確認します。
資格とは、例として下記の特別教育または運転技能講習を受けていることを指します。
 - ・チェーンソーを操縦する資格：チェーンソーによる伐木等特別教育
 - ・ハーベスタ等林業機械を操縦する資格：高性能林業機械を使用するために必要な特別教育
 - ・重機を操縦する資格：車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習
 - ・不整地運搬車を操縦する資格：不整地運搬車運転技能講習
- ⑫ 今後の参考資料とするため、伐採または採取実施後にアンケートに協力してください。

（10）関連工事

- ①令和3年度 天竜川下流樹木伐開工事
- ②令和2年度 天竜川掛塚地区河道掘削工事

※関連工事とは、国土交通省が発注している工事です。

- ・伐採の場合：伐採事業者が「（8）伐採または採取の範囲」に示す「②根株を除くすべて（枝葉、幹）」を選定した場合、関連工事において根株除去等の作業を行うため、伐採方法、工程等について関連工事との調整が必要となります。
- ・採取の場合：関連工事により、樹木の伐採、「引渡予定場所」までの運搬、根株除去等を実施します。樹木の引渡において関連工事との工程等の調整が必要となります。

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② 募集期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条または第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ 募集期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 個人にあたっては、複数名で応募する者であること。（代表者を決めてください。）
- ⑦ その他、浜松河川国道事務所長が参加不相当と判断する者でないこと。

4. 伐採または採取事業者の選定方法

応募書類の「【伐採または採取計画に関する事項】」について、伐採または採取計画・実施工程の具体性及び安全対策等を評価して、基本的に「2.（4）伐採または採取予定場所」1か所につき資格及び条件等を満たす1者を選定します。

選定にあたり、必要な情報収集及び履行確実性の評価等のために、応募者にヒアリング等を行う場合があります。

資格及び条件等を満たす者のうち、①伐採、②採取の順に選定し、伐採または採取の範囲は①根株を含むすべて（枝葉、幹、根株）、②根株を除くすべて（枝葉、幹）等の順に選定します。

伐採については、「伐採予定場所」1箇所について、1者を選定します。（伐採面積、採取量等によって、1箇所につき複数者選定する場合があります。）

採取については、「引渡予定場所」が同一で、複数の資格及び条件等を満たす者がある場合には、該当する者の中から配分するものとします。

資格及び条件等を満たす者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合があります。

伐採、採取いずれの場合も、枝葉・根株等の引取を希望する採取申請者を優先して選定します。

5. 応募方法

（1）応募書類

伐採または採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した「**応募書類**」を「（2）応募書類の送付先」へ郵送にて提出してください。

応募書類は次のとおりとし、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、注意してください。

【応募書類】

- ①伐採の場合：別紙1 伐採応募様式、別紙2 作業計画書（案）、

または任意様式、添付を要する資料等

- ②採取の場合：別紙1 採取応募様式、別紙2 作業計画書（案）、
または任意様式、添付を要する資料等

【基本事項】

- ① 応募者の氏名（法人名もしくは団体名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・メールアドレス）
※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用します。
- ② 伐採または採取の範囲
伐採を希望する者は、「2.（8）伐採または採取の範囲」に示す「伐採」より希望する範囲を、希望する順番で表記してください。
採取を希望する者は、「2.（8）伐採または採取の範囲」に示す「採取」より希望する範囲を、希望する順番で表記してください。
- ③ 樹木の採取希望場所
採取を希望する者は、「2.（4）引渡予定場所」の対象樹木より希望する場所を、希望する順番で表記してください。

【伐採または採取計画に関する事項】

- ① 伐採または採取の目的
- ② 現地状況の確認
・現地状況確認の有無
伐採の場合「伐採予定箇所」、採取の場合「引渡予定場所」
- ③ 伐採または採取に関する計画
・作業予定期間
・作業実施責任者氏名及び保有資格
・運搬方法、運搬車両の走行ルート
・伐採または採取場所における安全管理方法
- ※①及び②は別紙1、③は別紙2を参照してください。

(2) 応募書類の送付先

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所
河川管理課 河川維持係 宛

(3) 応募書類の提出期限

令和3年8月18日（水）必着

6. 留意事項

(1) 伐採または採取した樹木の扱いについて

河道内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱う

ため、伐採または採取した樹木の運搬にあたって、廃掃法の収集運搬許可や運搬先施設の処理施設許可は要しません。

ただし、運搬後に不要となった枝葉・幹等を処分する場合は、廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 伐採または採取に要する費用について

伐採または採取に要する費用については、伐採または採取事業者が負担するものとします。

(3) 河川法の申請について

伐採または採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、伐採または採取事業者は、必要な申請を行っていただきます。

なお、作業計画書(案)は、申請書類の一部として利用する予定です。

(4) 採取料について

河川法第32条の河川産出物採取料の減免申請について、伐採または採取事業者は、浜松河川国道事務所職員の指示に従い、静岡県への申請を行っていただきます。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取組みであり、今後継続的に行うものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取組みを行う場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 河川管理課 河川維持係

電話:053-466-0118 電子メール: cbr-s854452@mlit.go.jp

受付時間: 平日の10時から16時まで

(参考) 関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。

伐採場所

天竜川① 樹木伐採範囲（位置図）



引き渡し場所

引渡場所



参考：関連工事伐採場所

天竜川② 樹木伐採範囲（位置図）





